

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 1

不利益処分の内容		商店街振興組合への必要な措置の命令
根拠法令及び条項		商店街振興組合法第85条
処 分 基 準	関係条項	商店街振興組合法第81条第2項、第83条及び84条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>商店街振興組合法第84条の規定により報告を徴収し、又は第81条第2項若しくは第84条の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令、定款若しくは規約に違反し、または組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を取るべき旨を命ずることができる。</p> <p>不当であるかどうか、また、その程度が著しいものであるかどうかについての判断は、法の本旨あるいは社会通念に照らして決定することとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 (令和5年4月1日最終変更)